

①学校名:	神奈川県立保健福祉大学 大学院(公立)		②所在地:	神奈川県横須賀市平成町1-10-1				
③課程名:	保健福祉学研究科博士前期課程 看護領域	④正規課程/ 履修証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成19年4月1日			
⑥責任者:	大学院保健福祉学研究科長 鈴木志保子		⑦定員:	保健医療福祉学研究科25名 (令和4年度看護学専攻修了者0名、 令和5年度在籍者13名)	⑧期間:	2年間		
⑨申請する課程の 目的・概要:	<p>目的:科学的根拠に基づいた知識をもとに、社会の変化に伴い多様化する人々のニーズを捉え、保健・医療・福祉の領域で他職種と連携しながら看護を提供できる専門的能力を備えた高度専門職業人の育成を目的とする。</p> <p>概要:本課程は、大学院で保健福祉学を看護学の視点から探究する1領域として位置づけられる。本学のミッションであるヒューマンサービスについて他職種間でもとに深く学ぶ基幹科目と、保健・医療・福祉の連携と総合化を学ぶ連携科目、ならびに研究法を学ぶ基礎科目を通して、他職種との連携・協働する能力を修得する。看護の専門科目では、看護倫理、看護理論等、看護学の基盤となる科目群と、行政、病院等施設、地域などの現場における看護実践について学ぶ看護専門科目群、さらに看護実践を科学的視点から探究する看護学特別研究を学び、これらのプログラムにより、上記の目的に示す高度専門職業人の育成を目指す。</p>							
⑩10テーマへの該当	医療・介護	⑪履修資格:	<p>学校教育法第102条第1項、第2項及び学校教育法施行規則第155条第1項第2号、3号、第4号、第4号の2、第5号、第8号、昭和28年文部省告示第1号～第12号、並びに昭和30年文部省告示第39号第1号、第2号の何れかに該当する者で、本学が実施する入学試験に合格した者。</p> <p>社会人を対象としている社会人特別選拔出願資格では、社会人の学び直しの機会を積極的に提供するため、上記に加え、看護師として3年以上の実務経験を有することとし、面接試験を重視するなど必要な配慮をしている。</p>					
⑫対象とする職業の種類:	看護職(看護師、保健師、助産師)							
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能)			(得られる能力)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンサービスをミッションとして看護する基本姿勢 ・保健・医療・福祉の領域での他職種の機能・役割の理解と連携しながら看護を提供するための知識、技術 ・現場での多重課題を持つ事例を複眼的に分析するための専門知識、技術 ・リーダーシップとマネジメントの知識、技術、態度 ・学生のテーマに沿った看護実践に関わる研究の知識、技術、態度 			<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉の諸問題を体系的に整理し、課題解決策について議論し、社会へ発信する能力 ・高度専門職業人としての知識・技術および他職種と連携・協働するための能力 ・看護実践部門や他職種が協働する部門で、リーダー・管理者または調整者として全体を統合しけん引する能力 ・看護実践の事象や課題に対し、知識を体系化、理論と関連づけながら分析し、解決へと導く研究遂行能力 				
⑭教育課程:	<p>本課程は、【共通科目】と【専門科目】から構成される。【共通科目】のうち[基幹科目]には、各専門領域の院生が職種間の連携・協働を実践的に身につけるための「ヒューマンサービス特論・演習」(3単位)が必修で置かれ、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの職種の異なる学生との事例検討、意見交換を通して、多様な問題に対するアプローチや考え方を学ぶ。[連携科目]では、「保健福祉行政特論」「人事管理・育成論」「コンサルテーション論」等が置かれ、保健・医療・福祉の各分野の枠にとらわれない幅広い知識を習得し、他領域との連携・協働を図る能力が修得される。[基礎科目]である「研究法Ⅰ」「研究法Ⅱ」では、保健・医療・福祉の臨床現場にある問題を体系的に整理し、研究課題を探究する技術を修得する(連携と基礎科目で7単位以上)。</p> <p>【専門科目】では、看護学の基盤となる「看護理論」「看護倫理」「フィジカルアセスメント」「病態治療学」「臨床薬理学」等の科目群が置かれ、高度な看護実践の基盤となる実践的な看護、医学、薬学の知識と技術を修得させる。加えて、看護教育学、看護管理・政策学、看護開発学、基礎看護学、および専門的な看護実践の分野(ウイメンズヘルスケア、小児看護、慢性看護、先端侵襲緩和ケア、療養生活支援、地域看護、精神看護)で、学術的な専門知識を「特論」で、様々な課題に対する探求学習による「演習」で科学的根拠に基づいた課題解決能力を修得させる(10単位以上)。「看護学特別研究」(10単位)では、研究的視点で、実践の場の事象と理論を関連づけながら考察を深め、修士論文を作成する。この過程を通して修了後も研究的な視点で看護実践上の課題解決に取り組む能力を培う。</p>							
⑮修了要件(修了授業時数等):	2年以上在学し、本課程が定める科目から30単位以上を取得すること。このうち看護特別研究については、必要な研究指導を受け、課題研究論文審査及び最終試験に合格すること。							
⑯修了時に付与される学位・資格等:	学位:修士(看護学)							
⑰総授業時数:	83	単位	⑱要件該当授業時数:	65	該当要件	双方向実務家	⑲要件該当授業時数 /総授業時数:	78 %

⑩成績評価の方法:	成績評価は、筆記、口述(プレゼンテーション、ディスカッション)、レポートなど、科目ごとに設定された方法により行う。技術習得の評価を要する科目は、実技試験、臨地実習評価(実習記録、カンファレンス資料、レポート)により、評価する。講義・演習科目は3分の2以上、実習科目は5分の4以上の出席をもって、評価の対象とする。
⑪自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条第1項に定める評価を実施する。自己評価専門部会ならびに内部質保証審査会において、本プログラムの成果の検証や評価を行う。また、検証・評価結果についてはホームページにおいて公表する。
⑫修了者の状況に係る効果検証の方法:	修了者の自己評価と就業先の看護管理者等から、修了者の実践活動の情報を得ることにより、効果を検証する。
⑬企業等の意見を取り入れる仕組み:	<p>(教育課程の編成)</p> <p>学内に設置するカリキュラムワーキンググループ、看護領域研究科委員会、研究科運営会議で教育課程の内容について検討する。その検討結果について企業等の意見を取り入れるため、民間企業の経営者や保健医療福祉機関等の理事長等が構成員として加わっている役員会、経営審議会、教育研究審議会(以下「役員会等」という。)で審議し必要な修正を行い教育課程を編成している。</p> <p>(自己点検・評価)</p> <p>学内に設置する自己評価専門部会並びに内部質保証推進部会において、自己点検・評価を行った後、役員会等で審議し、翌年度以降の教育課程等の改善に繋げる。</p> <p>また、自己点検・評価を行う際には、学部の学生が実習を行っている病院、訪問介護ステーション等の所属長や現任教育担当者等が出席する実習施設連絡協議会では、現場の視点からこれからの看護職に求められる資質・能力等についてヒアリングを行い博士前期課程の自己評価・点検に資するとともに翌年度以降の教育課程の改善に繋げている。</p>
⑭社会人が受講しやすい工夫:	講義・演習は、平日の夜間(18時以降)、土曜、オンラインで実施する。実習は、期間を凝縮して、短期集中で行う。長期履修制度(3年間、4年間)を導入している。
⑮ホームページ:	https://www.kuhs.ac.jp/department/graduate_school/